

2025年12月26日

各 位

株式会社 大垣共立銀行

ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）口座のみなし廃止対応の開始 ならびに、これに伴う「《大垣共立》証券総合取引約款・規定集」の改定

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大垣共立銀行では、ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）口座（以下「ジュニアNISA口座」といいます）のみなし廃止の対応を、2026年1月1日より開始いたします。

また、これに伴い、「《大垣共立》証券総合取引約款・規定集」を改定いたします。

なお、本約款・規定集改定後の内容は、改定前よりお取引いただいているお客さまにおかれましても適用されますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対応開始日（改定日）

2026年1月1日（木）

2. 内容

従来は、口座名義人が18歳となって初めて迎える1月1日以降に、ジュニアNISA口座に残高のない場合は、お客さまによる口座廃止手続きが必要でしたが、改定日以降は当社へ<ジュニアNISA>未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなします。

3. 上記に伴う対応

「《大垣共立》証券総合取引約款・規定集」の規定を改定いたします。

詳細は「《大垣共立》証券総合取引約款・規定集 新旧対照表」をご覧ください。

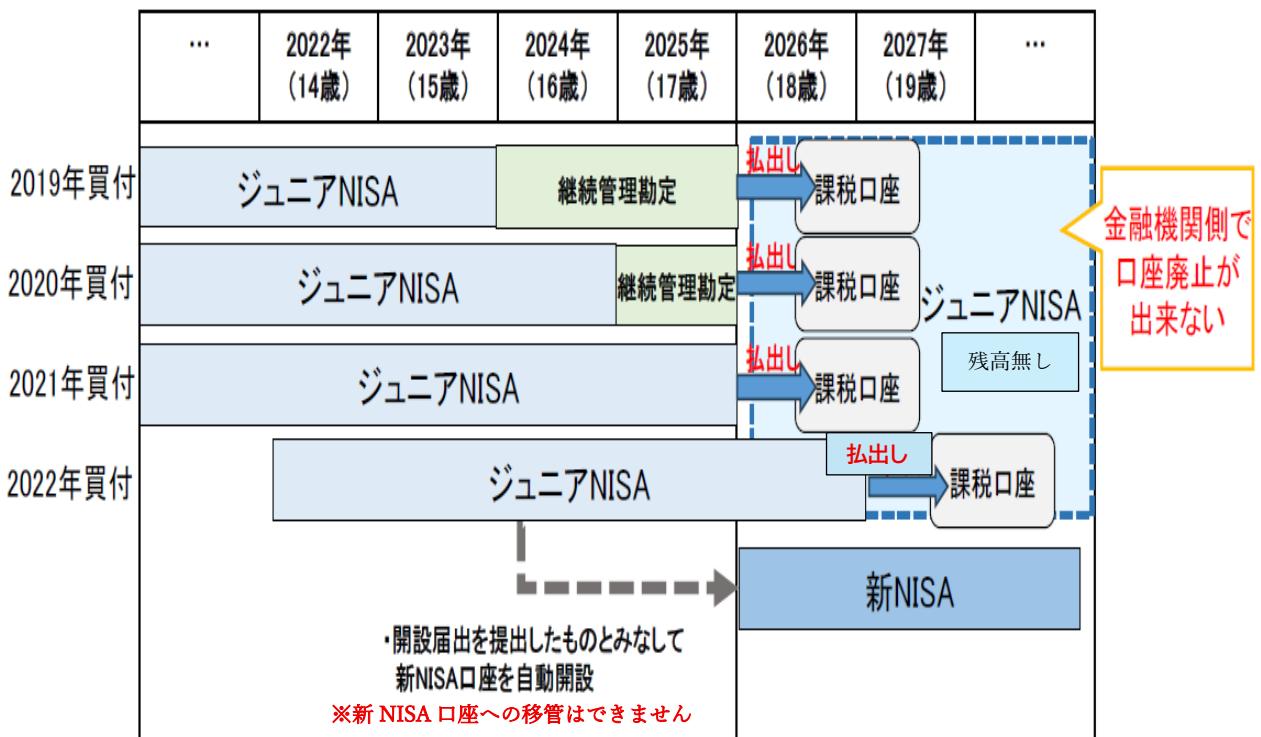
以 上

■ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の変更点

（変更前）

口座名義人が18歳となって初めて迎える1月1日以降に、ジュニアNISA口座に残高の無い場合は、お客さまによるジュニアNISA口座の廃止手続きが必要となります（金融機関側による口座廃止手続きは出来ません）。

<現状のジュニアNISA制度>



（出所 日本証券業協会）

(変更後)

次に掲げる日のいずれか遅い日においてジュニア NISA 口座を開設している場合には、当該ジュニア NISA 口座が開設されている当社へ<ジュニア NISA>未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなします。

- ① ジュニア NISA 口座に設けられる非課税管理勘定のうち最も新しい年分の勘定に係る非課税期間終了の日（※1）の翌日、又は継続管理勘定に係る非課税期間終了の日（※2）の翌日のいずれか遅い日
※1 当該勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日
※2 1月1日において18歳である年の前年12月31日
- ② 2026年1月1日

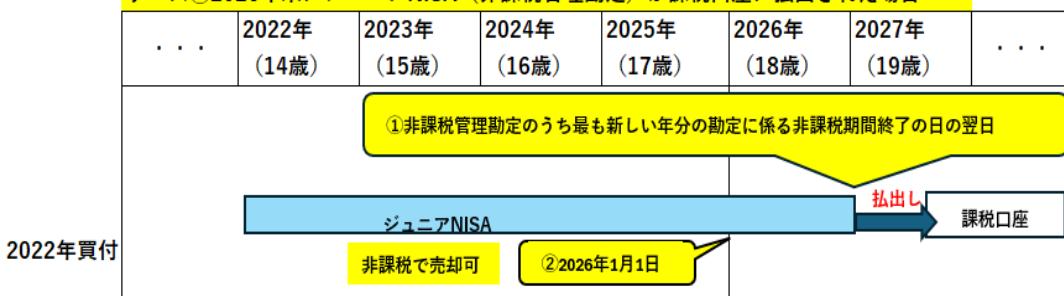
<2026年1月1日以降のジュニア NISA 制度>

ケース①2025年末に、継続管理勘定が課税口座に払出された場合



(①、②が同日のため、2026年1月1日にジュニアNISA口座は、みなし廃止となります。)

ケース②2026年末にジュニアNISA（非課税管理勘定）が課税口座に払出された場合



(②より①が遅い日のため、①の2027年1月1日にジュニアNISA口座は、みなし廃止となります。)